



平成28年4月8日

各 位

会 社 名 株式会社ファステップス

代表者名 代表取締役社長 川嶋 誠

(コード番号2338 東証第二部)

問合せ先 取締役管理部長 村山 雅経

T E L 03-5360-8998 (代表)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行すること及び「定款一部変更の件」を平成28年5月25日開催予定の第17回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監督機能をより強化することでコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図り、経営の透明性と健全性を高めることを目的として、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

(2) 移行の時期

平成28年5月25日開催予定の当社第17回定時株主総会において、必要な定款変更について ご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の追加ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第38条第2項を変更案第34条第2項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 現行定款において規定している監査役の責任免除に関する規定につきましては、監査等委員会設置会社への移行後もその効力を維持することができるよう附則に経過的な措置を新設

するものであります。

- ④ その他、条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 変更の内容 別紙のとおりであります。
- (3) 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日平成28年5月25日(水)定款変更の効力発生日平成28年5月25日(水)

以上

	(変更箇所は下線にて表示しております。)		
現行定款	変更案		
第1章 総 則	第1章 総 則		
第1条~第3条 (条文省略)	第1条~第3条 (現行どおり)		
(機関)	(機関)		
第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. 監査役会4. 会計監査人	第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u> (削 除)3. 会計監査人		
第5条~第7条 (条文省略)	第5条~第7条 (現行どおり)		
(基準日)	(基準日)		
第8条 当会社は、毎年2月末日の最終の株主名 簿に記載または記録された議決権を有す る株主をもって、その事業年度末日の定 時株主総会において権利を行使すること が <u>出来る</u> 株主とする。 2. (条文省略)	簿に記載または記録された議決権を有す		
第9条~第13条 (条文省略)	第9条~第13条 (現行どおり)		
(決議の方法)	(決議の方法)		
第14条 株主総会の決議は、法令 <u>又は</u> 定款に別 段の定めがある場合のほか、出席した 株主の議決権の過半数をもって決する。	第14条 株主総会の決議は、法令 <u>または</u> 定款に 別段の定めがある場合のほか、出席し た株主の議決権の過半数をもって決 する。		
2. (条文省略)	2. (現行どおり)		
(議決権の代理行使) 第15条 株主 <u>又は</u> その法定代理人は、当会社の 議決権を有する他の株主1名を代理人 として、その議決権を行使することが できる。	(議決権の代理行使) 第15条 株主 <u>または</u> その法定代理人は、当会社 の議決権を有する他の株主1名を代理 人として、その議決権を行使すること ができる。		
2. (条文省略)	2. (現行どおり)		
第16条 (条文省略)	第16条 (現行どおり)		
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会		
(員 数) 第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。	(員 数) 第17条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である取</u> 締役を除く。) は、10名以内とする。		
(新 設)	#位を除く。)は、10名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は、 4名以内とする。		
(選任方法)	(選任方法)		
第18条 取締役は、株主総会において選任する。	第18条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役と</u> <u>それ以外の取締役とを区別して、</u> 株主 総会において選任する。		
2. (条文省略) 3. (条文省略)	2. (現行どおり) 3. (現行どおり)		

	(新設)	4	の員数を欠くことになる場合に備えて、 株主総会において補欠の監査等委員で ある取締役を選任することができる。
	(新設)	<u>5.</u>	前項の補欠の監査等委員である取締役 の選任に係る決議の効力を有する期間 は、当該決議によって短縮されない 限り、当該決議後2年以内に終了する事 業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の開始の時までとする。
(任期)		(任期)	
第19条	取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第19条	取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
	(新設)	2	任後2年以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する定時株主総会終 結の時までとする。
2	補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	3	補欠または増員として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。
	(新 設)	4	
第20条	(条文省略)	第20条	(現行どおり)
(取締役会の招集通知)		(取締役会の招集通知)	
第21条	取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役 <u>および各監査役</u> に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第21条	取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2.	取締役 <u>および監査役</u> の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役を開催することができる。	2.	取締役の全員の同意があるときは、招 集の手続を経ないで取締役会を開催す ることができる。
(代表取締役	(代表取締役および役付取締役)		没および役付取締役)
第22条	取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。	第22条	取締役会は、その決議により <u>、取締役</u> (監査等委員である取締役を除く。)の 中から代表取締役を選定する。
2.	取締役会は、その決議により、取締役 社長1名、副社長、専務取締役、常務取 締役各若干名を定めることができる。	2.	取締役会は、その決議により、 <u>取締役</u> (監査等委員である取締役を除く。)の 中から 取締役社長1名、副社長、専務取 締役、常務取締役各若干名を定めるこ とができる。

現行定款

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が 出席し、出席した取締役の過半数で行

う。

2. (条文省略)

(新 設)

(取締役会の議事録)

第<u>24</u>条 取締役会における議事の経過の要領お よびその結果ならびにその他法令に定 める事項については、これを議事録に

記載または記録し、出席した取締役<u>お</u>よび監査役がこれに記名押印または電

子署名する。

第25条 (条文省略)

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行

の対価として当会社から受ける財産上 の利益は、株主総会の決議により定め

る。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3. 当会社は、会社法第329条第2項の規程 に基づき、法令に定める監査役の員数 を欠くことになる場合に備えて、株主 総会において補欠監査役を選任するこ とができる。
- 4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が 効力を有する期間は、当該決議後4年 以内に終了する最終の事業年度に関す る定時株主総会の開始の時までとする。

変更案

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わること

ができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

2. (現行どおり)

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の

規定により、取締役会の決議によって 重要な業務執行(同条第5項各号に定 める事項を除く。)の決定の全部または 一部の決定を取締役に委任することが

<u>できる。</u>

(取締役会の議事録)

第<u>25</u>条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定

める事項については、これを議事録に 記載または記録し、出席した取締役が

これに記名押印または電子署名する。

第26条 (現行どおり)

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行

の対価として当会社から受ける財産上 の利益は、<u>監査等委員である取締役と</u> それ以外の取締役とを区別して、株主

総会の決議により定める。

第5章 監査等委員会

(削 除)

(削)除)

	現行定款		変 更 案		
(任期)					
第29条	監査役の任期は、選任後4年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとす る。		(削 除)		
2.					
(常勤の <u>監</u>	(常勤の <u>監査役</u>)				
第 <u>30</u> 条	<u>監査役会</u> は、その決議により常勤の <u>監</u> <u>査役</u> を選定する。		(削 除)		
(監査役会	(監査役会の招集通知)		(監査等委員会の招集通知)		
第 <u>31</u> 条	<u>監査役会</u> の招集通知は、会日の3日前までに各 <u>監査役</u> に対して発する。	第 <u>28</u> 条	<u>監査等委員会</u> の招集通知は、会日の3 日前までに各 <u>監査等委員</u> に対して発す る。		
2.	<u>監査役</u> 全員の同意があるときは、招集 の手続を経ないで <u>監査役会</u> を開催する ことができる。	2.	<u>監査等委員</u> 全員の同意があるときは、 招集の手続を経ないで <u>監査等委員会</u> を 開催することができる。		
(監査役会(の決議方法)	(監査等委員会の決議方法)			
第 <u>32</u> 条	監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>監査役</u> の過半数で行う。	第 <u>29</u> 条	監査等委員会の決議は、法令に別段の 定めがある場合を除き、議決に加わる ことができる監査等委員の過半数が出 席し、出席した監査等委員の過半数で 行う。		
(監査役会	の議事録)	(監査等委員会の議事録)			
第 <u>33</u> 条	監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した <u>監査役</u> がこれに記名押印または電子署名する。	第 <u>30</u> 条	監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した <u>監査等委員</u> がこれに記名押印または電子署名する。		
(監査役会規程)		(監査等委員会規程)			
第 <u>34</u> 条	<u>監査役会</u> に関する事項は、法令 <u>又は</u> 本 定款のほか、 <u>監査役会</u> において定める <u>監査役会</u> 規程による。	第 <u>31</u> 条	<u>監査等委員会</u> に関する事項は、法令 <u>ま</u> たは本定款のほか、 <u>監査等委員会</u> において定める <u>監査等委員会</u> 規程による。		

(削 除)

(報酬等)

第35条

監査役の報酬、賞与その他の職務執行 の対価として当会社から受ける財産上 の利益は、株主総会の決議により定め

現	行	定	款

第6章 会計監査人

第36条~第37条 (条文省略)

第7章 取締役<u>、監査役</u>および会計監査人の 責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第38条 当会社は取締役会の決議をもって取締役(取締役であった者を含む。) <u>および</u>監査役(監査役であった者を含む。) の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当会社は<u>社外</u>取締役、社外監査役および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。

第8章 計 算

第39条~第42条 (条文省略)

(新 設)

(新 設)

変 更 案

第6章 会計監査人

第32条~第33条 (現行どおり)

第7章 取締役および会計監査人の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第34条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当会社は、取締役<u>(業務執行取締役等でるものを除く。)</u>および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。

第8章 計 算

第35条~第38条 (現行どおり)

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 1. 当会社は、取締役会の決議をもって、第17回定時株主総会終結前の行為に関し、監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。
- 2. 第17回定時株主総会終結前の社外監査 役(社外監査役であった者を含む。)の 行為に関する会社法第423条第1項の 賠償責任を限定する契約については、 なお同定時株主総会の決議による変更 前の定款第38条2項の定めるところに よる。